

鳥取県告示第705号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月12日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人ひばり総合福祉会	鳥取市富安一丁目205	一般社団法人ひばり総合福祉会	鳥取市富安一丁目205	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	平成24年10月1日
株式会社緑工房	鳥取市河原町長瀬61-11	緑工房	鳥取市河原町長瀬61-11	就労継続支援A型、就労移行支援	〃
一般社団法人縁	鳥取市千代水一丁目96	就労支援センター縁	鳥取市千代水一丁目96	就労継続支援A型	〃